

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等について

1 改正の背景・目的

第171回国会において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案を提出し、同法案において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）等の一部改正を予定しているところです。

これに伴い、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部改正を行うことを予定しています。

2 概要

（1）関係政令の整備等

①道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正

ア 道路財特法の一部改正により、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置及び地方道路整備臨時交付金の制度が廃止されること等に伴う所要の規定の整備を行うこと

イ 一定の要件を満たす道路の改築について、国の負担又は補助の割合の引上げを行うこと

を定める予定です。

②成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正

空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に係る国の負担又は補助の割合の特例の対象となる主要な地方道について、道路法第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な地方道等であることを定める予定です。

③特別会計に関する法律施行令の一部改正

社会資本整備特別会計において、その経理を明確にする道路整備事業の対象となる主要な地方道について、道路法第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な地方道等であることを定める予定です。

④道路法施行令の一部改正

道路の供用の廃止等に伴う不用物件の管理期間を短縮すること等を定める予定です。

⑤その他

その他関係政令の規定の整備等を行う予定です。

（2）関係省令の整備等

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部を改正し、道路財特法等の一部改正に伴う所要の規定の整備等を行うとともに、（1）①イの国の負担又は補助の割合の引上対象となる道路の要件等を定める予定です。

3 スケジュール（予定）

閣議決定日：平成21年3月下旬

施行日：平成21年4月1日